

平成28年度 事業報告

特定非営利活動法人権利擁護たかつき

I 事業の期間

平成28年4月1日 ～ 平成29年3月31日

II 事業の成果（特定非営利活動に係る事業）

1 権利擁護相談事業

平成28年度は、成年後見人等の新規受任に加えて、地域の成年後見制度に関する相談窓口として、引き続き高齢者ならびに障がい者を支える地域の機関や病院、施設の相談をお受けし、制度利用のアドバイスや当事者を取り巻く環境の整理、さらに成年後見申立の援助を行ってきました。これらの活動は、相談をお受けするのみならず、それぞれの地域の家庭裁判所に繋げ、後見人が選任されるまで支援を行ってきたことから、地域においては社会資源としての機能を十分に果たしてきたと考えております。特に、当法人は成年後見制度に特化した活動を行っており、その実践事例は160件を超えております。これらの事例を通じて積み上げた経験と知識が、こうした相談に反映されることから、成年後見人の活動が視覚化され、分かり易さを伴った窓口としての存在意義は大きいと考えられます。

なお、平成28年度を通じた相談件数は、85件と、前年度比21%の上昇をみております（図表①）。同時に、これらの相談を申立支援にまで繋げ、裁判所での申し立て支援を行った件数は15件に上り、全体に占める割合は18%と、その役割の大きさが理解されます。

しかしながら、同時にこうした活動は、法人事務局スタッフ数が限られているという現実的な問題から、その件数の上昇と共に、法人本来の業務である後見支援活動への影響が見過ごせない状況に至りつつあります。従って、事務局では、こうした一体的支援のあり方を再検討する機会を設け、様々な機会を捉えながら次年度に向けた指針作りを進めました。

その一環として、当年度は、当法人と行政機関との連携による『権利擁護センター』の設立を、北摂圏域の2市に対して提案致しました(図表②)。特に成年後見制度の利用ニーズを最前線の現場においてお引き受けされている市障がい福祉課ならびに市高齢福祉課を交えての検討を行いました。残念ながら、現場レベルにおける必要性の認識一致には至りながら、このプロジェクトは実現を見ませんでした。現在の成年後見制度の利用ニーズを考慮するとき、多数の相談をお受けしながら、家庭裁判所に至る一体的支援が行なえる『権利擁護センター』の必要性が改めて問われる時期が来ることは想像に難くありません。当法人としては引き続きその必要性を訴えていきたいと考えております。

一方で、当法人の後見活動を通じて、成年後見人の受任依頼が多数寄せられている中、こうした地域の声にお応えできないことも大きな課題です。NPOによる法人後見活動の意義を考えると、これらの声にお応えすることは、当法人にとって最優先に取り組むべき課題ではないか、との認識も事務局内に生まれてきており、先にお示しした相談への対応を含め、次年度に向け、再度の検討を行っているところです。

【図表①】

平成28年度相談件数

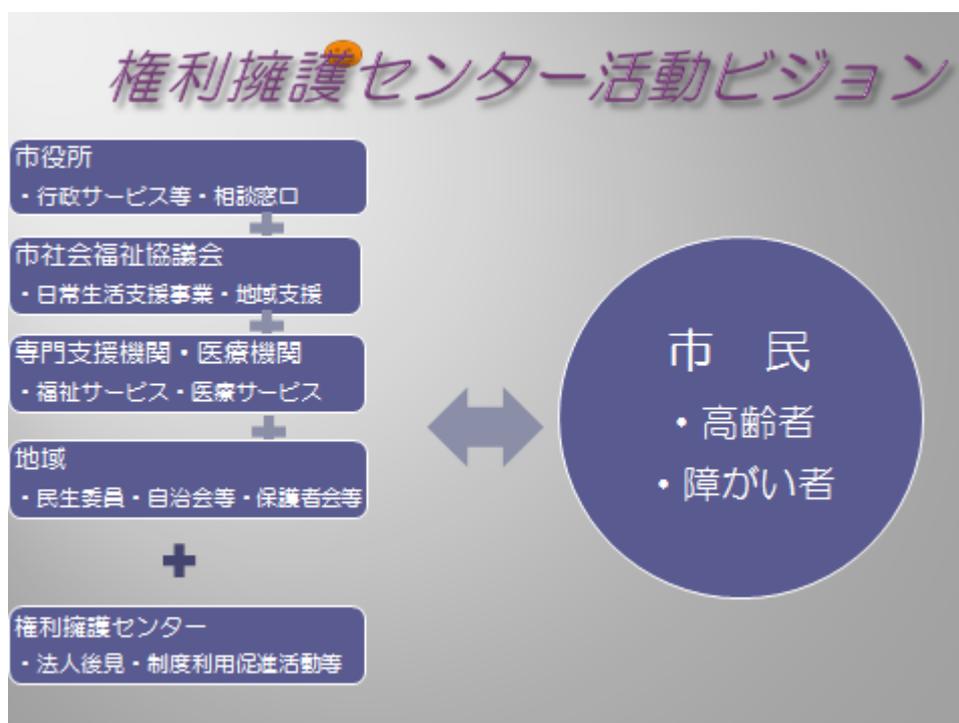
区分	相談機関	申立支援依頼	制度・手続き説明	簡易な問合せ	計
高齢関係	専門機関	5	8		13
	一般	3	4		7
障がい関係	専門機関	17	32	1	50
	一般	4	6	1	11
そのほか	専門機関		3		3
	一般		1		1
計		29	54	2	85

(参考) 平成27年度

区分	相談機関	申立支援依頼	制度・手続き説明	簡易な問合せ	計
高齢関係	専門機関	5	6		11
	一般		3		3
障がい関係	専門機関	18	14		32
	一般	2	7	1	10
そのほか	専門機関	3	3	2	8
	一般	2	4		6
計		30	37	3	70

【図表2】

『権利擁護センタービジョン案』



-
- 権利擁護センターの実現に向けて
- 『権利擁護センター』実現・・・
1. 権利擁護たかつきの **活動実践を有効活用**
 2. **市の施設を有効活用** して、経費の削減を図る
 3. 人件費ならびに事務経費を市の負担として、**対象とした事業運営** を明確にする
 4. 職員ならびに支援員を市内から採用し、**地域に密着した活動** を行う
 5. 5年を目途に法人の独立を図り、**自主運営** を目指す

2 後見人等受任業務ならびに被後見人等に対する支援事業

当年度は、家庭裁判所による後見事務監督の短期間化（一年ごとに報告書を提出）が定着、この方針に併せ、法人による後見事務報告は、受任者全員について確実に一年ごとに行われました。これにより、一年という期間を取りまとめるため、後見事務報告の簡素化も進み、月ごとによる報告件数の増減はあるものの、遅れることなく報告が行われました。

一方、当年度は被後見人の終了件数は9名を数えました。その多くは被後見人の死去によるものとなっておりますが、このうち一件は、被後見人との信頼関係の崩壊した案件が含まれており、家庭裁判所に対して、辞任許可を申し立てたものです。この事態は、法人としての後見等受任要件について改めて考えさせられる契機となりました。つまり、法人にて後見人をお引き受けする意義や、優位性を改めて見直し、法人での後見活動が、本人を含む支援者との信頼関係に基づいて行われること、さらには、後見受任前の時間をかけた基礎的な環境作りにあること、が改めて浮き彫りになりました。これにより、後見人を受任するに際して、法人が取り組まなければならない要点を次年度へ引き継ぎ、生かしていくことと致しました。

受任件数（図表③）は、先に述べました終了事案との相殺により大きな変動はありませんが、新たな受任が6件を数えました（図表④）。これは、法人で受任できる後見受任件数を考慮しながら、地域における一定の役割を担う必要があるとの判断から受任を決定したのですが、昨年度から引き続き、多くの受任要請に対してお断りをしている実態に変化はありません。スタッフはそうした葛藤と常に向き合って相談をお聞きしている現状が常にあり、法人として大きな変革を遂げなければならない事態を迎えていると言え、次年度に向けて、新規受任への取り組みを一層加速させる必要があるものと考えております。

なお、平成28年度の支援員の活動を示す支援員委託費の推移と、後見申立の原因となった類型は、図表⑤および⑥に示しました。これらの数字から、やはり支援員の数的停滞が明らかとなります。これも先に述べました受任件数の抑制に繋がっており、これらを総合した法人を挙げての取り組みが求められています。

【図表③】

後見受任件数

後見受任件数（平成29年4月1日現在）

後見支援の種類	人数
①業務支援受託	総数 5名
②共同後見支援（板垣弁護士・事務局高岡）	総数 5名
③法人後見支援	総数 100名
④任意後見支援	総数 5名
計	115名
⑤終了事案（死亡32名、辞任3名、取消1名、 契約終了6名、類型変更3名）	総数 45名
総計	160名

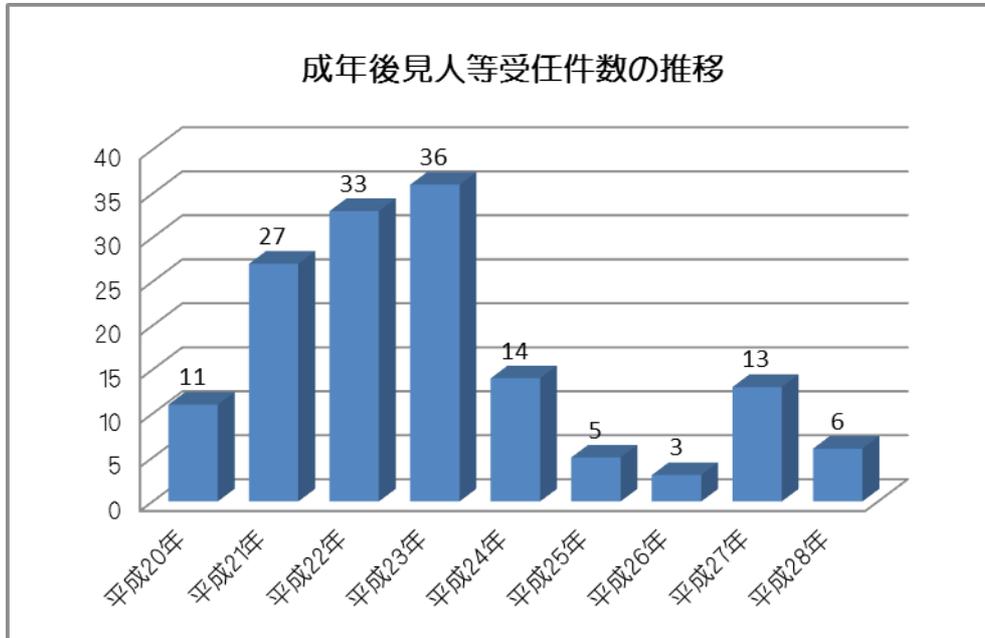
平成27年度データ（参考）

（参考）平成27年度データ

後見支援の種類	人数
①業務支援受託	総数 10名
②共同後見支援（板垣弁護士・事務局高岡）	総数 5名
③法人後見支援	総数 101名
④任意後見支援	総数 7名
計	123名
⑤終了事案（死亡25名、辞任1名、取消1名、 契約終了1名、類型変更3名）	総数 31名
総計	154名

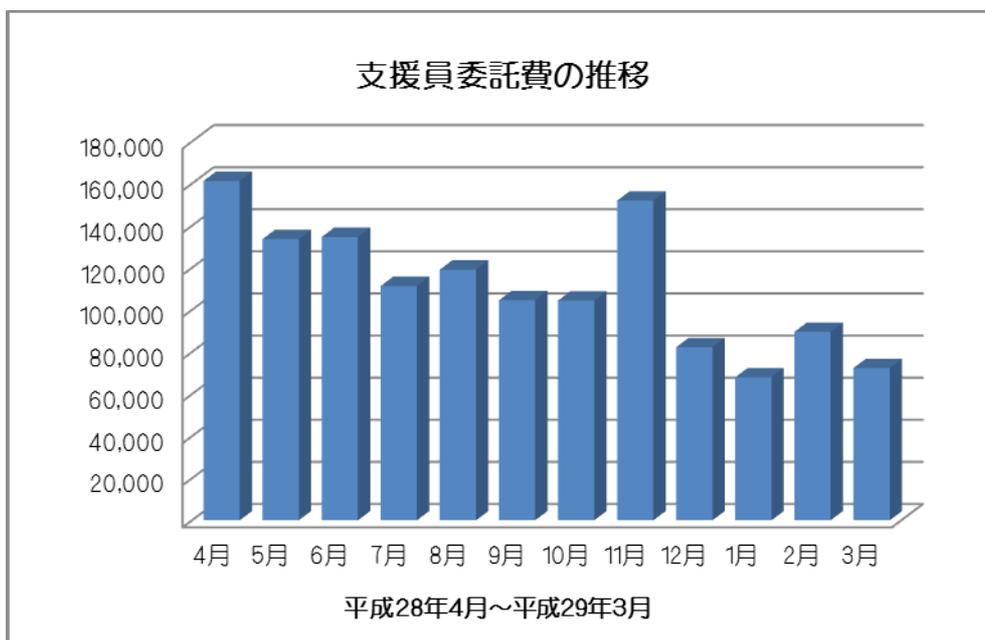
【図表④】

受任件数の推移

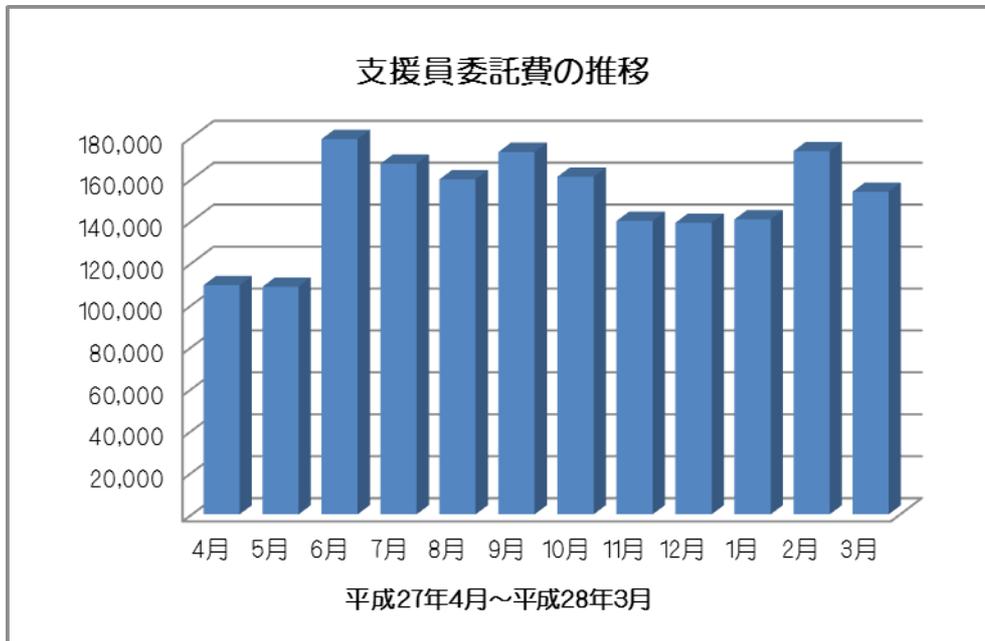


【図表⑤】

支援員委託費の推移（平成28年度）

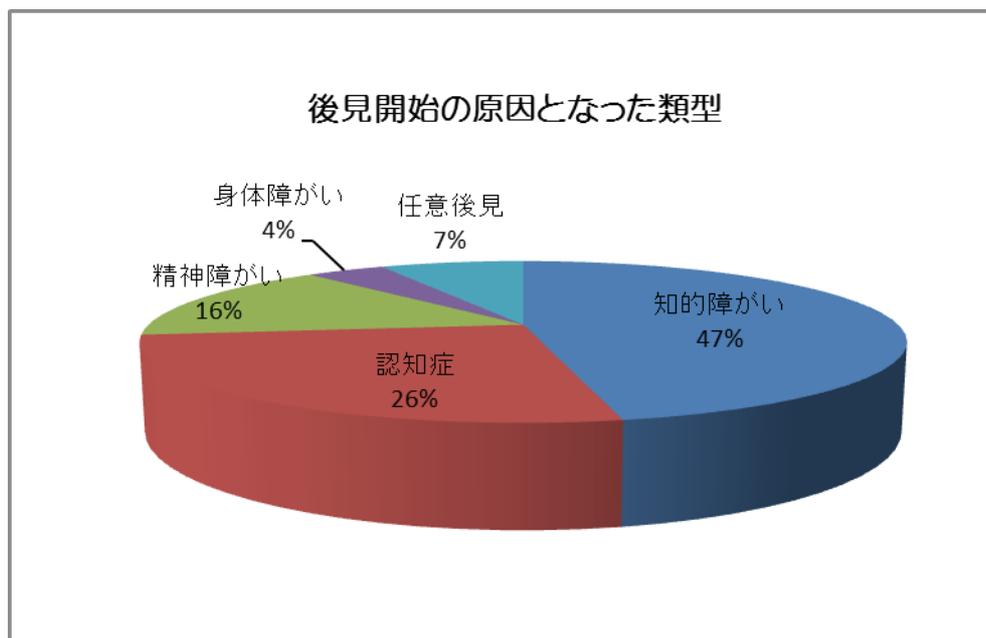


(参考) 平成27年度



【図表⑥】

後見申立ての原因となった類型



3 成年後見制度における研修企画、講師派遣事業

当年度は、平成27年度から実施された新たな事業「おおさか後見ワークショップ α （アルファ）」を引き続き実施、5回の開催をみました。

「おおさか後見ワークショップ α （アルファ）」は、参加人数に増減はあるものの、個別の後見事案を持ち寄って検討、学習を行う場です。相談者も多様、参加者も多様なメンバーで構成され、毎回、約2時間にわたって議論を行っています。平成28年度も多様な専門職の参加を受けました。なお、この有意義な時間と参加者の熱意を新たな活動に転嫁する仕組みを次年度は検討していくこととしております。

一方、当年度の講師派遣は13回を数えました。対象は、公的機関のほか保護者会、地域のコミュニティーサークル、社会福祉法人と多岐にわたっており、昨年度に引き続き高い関心があることを示しています。同時に、当法人より講師として派遣されている研修会にも定例化されてきているものが生まれてきており、成年後見制度の利用を啓発する機関として定着してきていることも併わせ、引き続き派遣を行うことが必要であろうと考えます。

Ⅲ 事業の成果（その他の事業）

1 旅行会社紹介事業

当法人では、設立当初より障がい者、高齢者ともに旅行を余暇支援の柱として取り組んでおり、必要に応じて、またご本人の希望に沿って企画、実施していますが、当年度では大きな希望が寄せられることはなく、実施には至っていません。

IV 事業の実施状況

1 特定非営利活動に係る事業

1 権利擁護相談事業

【内 容】

高齢者および障がい者における日常生活上の課題について相談を受け、必要とされる福祉サービス、制度の活用を提案してきました。当年度は上記のように、昨年から大幅増の85件の相談をお受けしました。この中には、権利擁護たかつきへの受任の要請も多く含まれており、新たに設けた受任ガイドラインと受任検討会議により受任に至る経過を明確化することで対応しました。一方で、家庭裁判所への申立援助に関する要請も、その割合が高くなっており、当年度は15件の申立援助を行いました。

【実施場所】

権利擁護たかつき事務所内他

【実施日時】

毎日（土日祝を除くが場合によっては実施）午前9：00～午後6：00

【対象者】

高齢者および障がい者

【収 入】

0円

【支 出】

0円

2 後見人等受任業務ならびに被後見人等に対する支援事業

【内 容】

利用者の置かれている環境、財産状況を鑑み、法人として適切に受任しました。また当年度も引き続き、多数の弁護士、司法書士等の専門職の方に後見人の受託を依頼しお引き受けいただきました。また第三者を含む専門委員会は6回開催し、この場において検討、判断を行ない、その指示により支援員が支援を実施しました。当年度も委員会の不成立はありませんでした。

【実施場所】

権利擁護たかつき事務所ほか被後見人自宅等

【実施日時】

毎日（土日祝を除くが場合によっては実施）午前9：00～午後6：00

【対象者】

高齢者および障がい者

【収 入】

30,110千円（後見報酬）

【支 出】

23,522千円（人件費、旅費交通費、通信費等）

3 成年後見制度に関わる研修企画、講師派遣事業

【内 容】

当年度は、「おおさか後見ワークショップ α （アルファ）」の事業が始まり、年5回開催されました。ここでは、コアメンバーとともに、障がい、高齢を問わず、様々な支援機関や病院ケースワーカー、弁護士等の専門職が参加し、様々な角度から後見事例について学びを深めました。また、権利擁護および成年後見制度の普及を目的として研修企画、講師の派遣を行ない、本年度は13回実施しました。

【実施場所】

研修実施施設等

【対象者】

一般市民、福祉に携わる施設職員等

【収 入】

266千円（ α 参加費、講師料、参加費等）

【支 出】

0円

2 その他の事業

①旅行会社紹介事業

【内 容】

海外旅行等の余暇活動の充実を目的として、ニーズにあった旅行会社を紹介するよう支援を行いました。

【実施場所】

権利擁護たかつき事務所および旅行会社事務所内

【対象者】

高齢者および障がい者、または一般希望者

【収 入】

0円

【支 出】

0円

V 理事会その他役員会の開催状況

①第一回理事会 平成28年4月20日（水）

【内容】・第一号議案 委員の任免について

委員からの辞任の申し出を受け、新たな委員候補について議論を行い、事務局にて最終的な調整を行うことで、了承を得た。

・第二号議案 事務局のスタッフ募集について

スタッフの新規採用について、事務局より委員会の学識経験者に募集を依頼しているとの報告があり、理事の了承を得た。

・第3号議案 平成27年度決算ならびに事業報告

事務局より、決算ならびに活動報告の途中経過がなされ、理事全員の了承を得た。

・第四号議案 総会について

事務局より、本年度の総会について、概略が報告され理事全員の了承を得た。本総会では役員の改選等留意すべき点がないことを確認した。

・第五号議案 新事業について

事務局より、新規事業の提案がなされ、引き続き検討を行うこととされた。

②第二回理事会 平成28年5月11日(水)

【内容】・第一号議案 後見終了事案についての報告

死去に伴う終了事案2件について、事務局より報告があり、理事全員の了承を得た。

・第二号議案 きょうと福祉倶楽部有田氏への対応

経過について事務局より説明があり、利用者に対して新たな支援体制でのスタートが切れたと報告され、承認を得た。

・第三号議案 平成27年度活動報告と決算

事務局より平成27年度活動報告ならびに決算報告がなされ、理事全員が了承した。なお、「その他の事業」について資料の添付が必要との助言を得た。

・第四号議案 新たな事業について

新規事業については体制を整えてから実施することが望ましく、事業によっては定款変更も必要であることから、早めの対応が必要との認識をもっておくよう助言があった。

③第三回理事会 平成28年7月13日(水)

【内容】・第一号議案 後見終了事案についての報告

死去に伴う後見終了事案について、事務局より報告がなされ、理事全員の了承を得た。

・第二号議案 きょうと福祉倶楽部有田氏への対応

新たな支援体制での生活の再開が行われていることが事務局より報告され、理事全員が了承した。

・第三号議案 法人税について

本年度の法人税、消費税等一括での支払いを行ったことが事務局より報告され、理事全員の了承を得た。

・第四号議案 総会に関する振り返り

総会実施後は機関誌の発行等を通じて発信することが重要であるとの意見が理事より出され、具体的な動きを事務局で取ることとし、理事全員の了承を得た。

・第五号議案 法人設立10周年イベントの開催について

開催時期は設立11年目の総会との同時開催を第一候補として取り組む方針が決定した。

・第六号議案 法人間業務提携契約の拡充について

事務局より、(社福)愛和会に引き続き、(医法)光愛会、(社福)花

の会へ新たな参加の呼びかけを行ったことが報告され、理事全員の了承を得た。

また、これに伴って、支援員の業務改定について提案がなされ、問題点の改善を行い、改めて理事会の承認を得ることで決定した。

- ・第七号議案 新委員の承認について
事務局より委員候補が提案され、理事全員の承認を得た。
- ・第八号議案 税理士への報酬について
事務局より、税理士から報酬の増額要請が寄せられていることが報告され、理事全員が異議なく了承した。
- ・第九号議案 理事長の交代について
事務局より、現理事長から理事長職辞退の申し出があったことが報告され、次年度、理事長の交代を行う事で理事全員の了承を得た。
- ・第十号議案 事務所の移転に関する提案
事務局より資料を基に事務所移転に関する提案がなされ、移転は前向きに検討を行うが、費用面に関する考察が必要との認識で一致した

④第四回理事会 平成28年8月24日（水）

【内容】・第一号議案 後見終了事案についての報告

死去に伴う後見終了事案2件について、事務局より報告がなされ、理事全員の了承を得た。また、辞任案件1件についても報告がなされ、理事全員が了承した。

- ・第二号議案 支援員の業務改定について
事務局より、新たな支援員の業務について提案がなされ、業務を通知する文書が発送されたことについて報告され、了承を得た。
- ・第三号議案 事務所移転について
事務局より設計図案をもとに建物概要が示され、建築コスト、月々のランニングコスト等について検討がなされた。法人事業収入を改めて検討し、継続して審議することが決まった。
- ・第四号議案 箕面市から「後見センター」設立の要望があった件
箕面市議会議員より上記センター設立についての助言を求められている旨、事務局より報告がなされた。

⑤第五回理事会 平成28年10月12日（水）

【内容】・第一号議案 平成28年度上期の決算報告について

事務局から上半期の決算について報告がなされ、理事全員の了承を得

た。

- ・ 第二号議案 事務局職員の親族の訃報について
理事長名での弔電を打つことで決定した
- ・ 第三号議案 機関誌の発行
本年10月1日付けで第五号の機関誌を発送した旨、事務局より報告され、理事全員の了承を得た。
- ・ 第四号議案 支援員の体制変更
本年9月1日より新たな支援員の体制に移行したことが報告され、理事全員の了承を得た。
- ・ 第五号議案 新事務所への移転について
事務局より、事務所移転に伴う新規事業の展開について説明がなされ、進捗状況が芳しくない旨報告がなされた。引き続き、市町村宛に事業提案を行っていくことで理事全員の了承を得た。
事務所移転後の収支についても、引き続きシュミレーションを行うことが決定した。
- ・ 第六号議案 理事会の再構成
理事の増員について、事務局より提案がなされ、候補者の照会がなされた。次回理事会にて決定することが確認された。
- ・ 第七号議案 定年制について
事務局スタッフにおいては、定年を迎えている職員がいることから、法人内の取り扱いについて検討され、定年後は70歳を限度に期間雇用とすることで決定した。
なお再雇用規定を別途作成することも決定された。

◎第六回理事会 平成29年1月11日（水）

- 【内容】
- ・ 第一号議案 新規事業の取り組みについての報告
権利擁護センターの設立に向けた行政との調整が難航している旨、事務局より報告がなされ、事実上断念することで、理事全員の了承を得た
 - ・ 第二号議案 事務所移転について
事務所移転に関する進捗状況が事務局より示され、平成30年1月の入居で、手続きを進めることについて、理事全員の了承を得た。
 - ・ 第三号議案 遺贈による寄付
任意後見契約にて支援を行っている利用者より遺贈の申し出があったことが事務局より報告され、理事全員が了承した。
 - ・ 第四号議案 平成29年度の活動指針および規則について

事務局より、今後 10 年の活動計画が示され、検討を行った結果、理事より法人のガバナンスの強化を同時進行で進めることならびに中期、長期と優先順位を付けた取り組みを進めるよう示され、理事全員の了承を得た。

⑦第七回理事会 平成29年2月22日（水）

【内容】・第一号議案 平成28年度収支決算について

事務局より、当年度の事業収入について報告がなされ、昨年度なみの収入が確保される見通しであることが示され、理事全員の了承を得た。

・第二号議案 職員の確保

事務局より、今春、専門学校卒業予定の男性について、非常勤雇用で雇用し育成する方針が示され、理事全員の了承を得た

・第三号議案 平成29年度年間予定ならびに総会の開催

事務局より年間スケジュールならびに総会の開催内容について提案がなされ、了承を得た。

・第四号議案 法人規程の更新

事務局より、先の理事会を受け、職員本俸昇給表、文書管理規定について提案がなされ、了承を得た。

・第五号議案 平成28年度賞与について

事務局より、本年度の事業収入に鑑み、事務局職員への賞与支給が提案され、理事全員の承認を得た。

・第六号議案 委員の委嘱について

当法人専門委員会の任期満了に伴い、委員の再任の意向確認を行ったところ、全員から承諾を得たことが事務局から報告され、理事全員の承認を得た。

併せて、一部の委員について、業務多忙を理由に辞任を検討されていることも報告されたが、積極的辞任の意向ではないことから、再委嘱する方針であることが事務局より示され、了承された。

・第七号議案 法人3か年計画（案）について

法人3か年計画が事務局より提案がなされ、理事全員の了承を得た。同時に、遺贈を受けた際の取り扱いについて議論がなされ、引き続き検討を行うことで決定した。

平成28年度 決算報告

特定非営利活動法人権利擁護たかつき

I 平成28年度決算総括

当年度の決算では、家庭裁判所による後見事務監督の方針転換（一年ごとの報告書提出化）に対応し、一年を通じて後見を受任している方全員の後見事務報告を行った初めての年度となりました。これにより、当法人の後見事務報告提出にかかる事務量、月ごとの報酬額等についての把握が進み、大きな収穫のあった年度となりました。同時に事務局スタッフ全員の意識の定着、報告に関わる事務技術の向上が進んだことも特徴の一つとして、挙げる事が出来ると考えます。

その結果、当年度は、年間118件の後見事務報告ならびに報酬付与申立の実施し（うち7件は報告のみ）、後見報酬額は約2,668万円を計上致しました。昨年度と比較しますと、150万円の減額となっておりますが、一年間のひとり当りの報酬額が概ね26万円といった平均的な数字もお示し出来るようになり、今後の経営における大きな指針が出来たといえます。従いまして、受任件数と法人における後見収入との関係から、今後の当法人の事業の展開について、受任件数との関係を元に検討を進めることとなって参ります。

なお、支出については概ね例年通りの支出となっており、大きな変動はありません。なお、当年度より、次年度の新たな取り組みである『後見利用者支援基金』の創設を目的とした積立を開始致しました。この仕組みは、利用者から受領する後見報酬額が、利用者の財産の有無によって決定される現在の制度によって制度の利用が阻害されている問題に焦点を当て、皆様から頂く寄付の用途を限定し、報酬の見込めない利用者への助成を行うものとして創設します。この基金に対しては、寄付のみならず法人の余剰金の一部も充当することでより一層確実な運用が出来るよう法人として取り組むため、当年度は、余剰金より80万円の積立を行うことと致しました。

Ⅱ 収入と支出

1 収入について

当年度の収入は、昨年度と概ね同額の収入を得ることができました。昨年度との大きな違いは、利用者全員の後見報酬が一年間に整理された点にあります。不動産売買、相続財産の受領といった一部の例外を除き、一人一年間の後見報酬が集約されたものとなっております。従って、先に述べたように、法人で受任する後見人の報酬について、一件あたりの平均報酬額を示すことが出来、受任件数から年間の後見報酬収入が計算できる数字として、法人創設以来、初めて明確に提示されることとなりました。従いまして、報酬収入の増加を目指すという目標に視点を置けば、後見受任件数を増やすことで、一定の収入増が見込めるということが明確になっております。

なお、寄付金ならびに会員の積極的募集をおこなうことで、後見報酬に依った収入の体質を改善する方策を考える必要があり、より強化した取り組みが求められます。

以下に本年度の法人収入の内訳を示しております(表①)。また比較検討を行うため(表②、③、④)に過去3年間の収入内訳も示しておきます。

【表①】

平成28年度収入内訳

研修参加費	後見申立て支援	後見支援委託費	講師派遣収入	会費・寄付	後見報酬	任意後見報酬
16,000	0	2,141,640	206,922	212,000	26,682,520	660,000

計 29,919,082 円

【表②】

平成27年度収入内訳

研修参加費	後見申立て支援	後見支援委託費	講師派遣収入	会費・寄付	後見報酬	任意後見報酬
-------	---------	---------	--------	-------	------	--------

19,000	0	952,560	247,857	488,000	28,149,981	1,020,900
--------	---	---------	---------	---------	------------	-----------

計 30,878,298 円

【表③】

平成 26 年度データ（参考）

研修参加費	後見申立て支援	後見支援委託費	講師派遣収入	会費・寄 付	後見報酬	任意後見報酬
0	0	2,511,000	252,630	236,550	17,529,360	805,980

計 21,335,520 円

【表④】

平成 25 年度データ（参考）

研修参加費	後見申立て支援	後見支援委託費	講師派遣収入	会費・寄 付	後見報酬	任意後見報酬
120,000	0	2,601,900	168,692	257,000	17,063,515	860,360

計 21,071,467 円

2 支出について

支出の抑制は 150 万円に上っております。利用者支援にかかる交通費ならびに切手等の通信運搬費の実費負担の回収が確実に進んだことが挙げられます。これは事務局の機能の充実を図った結果といえます。

また、先の図表にてお示したように、サポーター（旧支援員）の支援内容の整理を行い、委託費の大幅な減額をみたことも大きな要因です。これは、サポーターによるモニタリングを、お一人当たり月一回に限定し、その業務を整理したことで、過剰な後見支援を回避することに繋がりました。なおモニタリング回数が大幅に減った利用者から、苦情が寄せられたことはなく、非常に有益な改善であったといえます。

こうした細やかな支出抑制により、支出の減少をみたことは、法人として大きな収穫であったと考えられますが、次年度は、支出の内容を精査し、スタッフの福利厚生等、労働環境改善に繋がる改革を模索することで、収支のバランスを図ることが求められてくると考えられます。